

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業を将来にわたって健全に成長させ、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスを充実させ企業運営の透明さと公正さを確保することが重要な課題であると認識しております。また、経営ビジョンとコーポレート・ガバナンスを相互に補完させ合いながら、重要度や優先度を勘案して着実に水準を高めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キャピタルメディカ	1,400,000	64.26
株式会社SBI証券	88,700	4.07
日本証券金融株式会社	50,400	2.31
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	42,000	1.93
かながわ成長企業支援投資事業組合	42,000	1.93
オリックス株式会社	42,000	1.93
中村 研	27,000	1.24
松井証券株式会社	24,700	1.13
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	19,000	0.87
長嶺 英昌	16,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社キャピタルメディカ (非上場)
--------	---------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主(株式会社キャピタルメディカ)との取引は報告日現在においてありません。

支配株主と取引を行う場合においては、一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応する方針であります。

支配株主との取引の有無、取引を行った場合の合理性については、監査役会、内部監査において少数株主保護の視点から監査を実施しております。

以上のことから、当社は支配株主等から一定の独立性を確保し、また、少数株主の保護に反していることはないものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
國吉 歩	弁護士													
小川 宏	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國吉 歩		フォレストワーク法律事務所代表弁護士 ストライダーズ株式会社社外監査役 上記を兼任されています。	國吉歩氏は長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であります。豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、選任しております。 また、社外取締役の役割において一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

小川 宏	山崎総合法律事務所パートナー 医療法人社団遼山会理事 上記を兼任されています。	小川宏氏は長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であります。豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、選任しております。 また、社外取締役の役割において一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、併せて会計監査、内部統制状況の報告を受けるなど、相互に連携することにより、会計監査及び内部統制の充実に寄与しております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、内部監査担当部署（経営企画室）が監査役と連携して、随時各部門の業務執行状況について実施し、その結果は監査役及び代表取締役に報告することとしております。内部監査担当部署と監査役は、内部監査計画及び監査実施状況についても随時相互に情報交換ができる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中本 義人	他の会社の出身者													
今井 良明	公認会計士													
加瀬 豊	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中本 義人			中本義人氏は金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識を有していることから、社外監査役に選任しております。 また、社外監査役の役割において一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
今井 良明		今井公認会計士事務所 グランツ税理士法人代表社員 ハウコム株式会社社外監査役 上記を兼任されています。	今井良明氏は公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。 また、社外監査役の役割において一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
加瀬 豊		加瀬公認会計士事務所代表公認会計士 株式会社オーバル社外取締役(監査等委員) 上記を兼任されています。	加瀬豊氏は公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。 また、社外監査役の役割において一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、[原則4 - 9]に示す通り、「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外役員を選任しております。独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、ストックオプションを設けています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、ストックオプションを設けています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告を通じて取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第7期定時株主総会において年額10,000万円以内と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第7期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制

社外取締役には、取締役会事務局が、取締役会資料の配布等の継続的な情報提供を行っております。取締役会事務局は、管理部が担当しております。

2. 社外監査役のサポート体制

社外監査役に対しては、常勤監査役が経営会議をはじめとする社内の重要な会議、及び日頃の社内監査を通じて得た情報等の提供を、監査役会において行っております。また、取締役会事務局は、取締役会資料を事前に配布し、必要に応じてその内容の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

2. 取締役会

取締役会は5名(内、社外取締役2名)で構成され、毎月1回定期取締役会を開催しており、経営方針や重要事項について決議するほか、業績の進捗状況や子会社に関する事項等についても議論を行い、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を踏まえたうえで意思決定を行っております。

3. 監査役会

監査役会は3名(内、社外監査役3名)で構成され、取締役の職務執行を監視・監督しております。監査役会は、毎月1回開催しており、また会計監査人とのミーティングの場を定期的に設けて、会計基準に準拠した適正な会計処理を実施できるように情報交換を行っております。常勤監査役は、経営の意思決定のプロセスや結果の妥当性を検証するほか、重要な書類の閲覧、各部門の業務執行状況の実査・検証を行い、毎月開催される監査役会で報告することで、監査役相互間での意見交換・情報の共有に努めております。

4. 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用しております。執行役員は、代表取締役社長から担当業務・分野における具体的な業務執行の決定権限の委譲を受け、業務を執行しております。

5. 経営会議

目まぐるしく変化する経営環境に対応するために、取締役及び常勤監査役、執行役員らが出席する経営会議を適宜開催し、重要な案件に関する情報共有の迅速化を図っております。

6. 内部管理体制・リスク管理体制

当社は、社内の管理体制強化を図る活動の一環として、法令及び関係規則遵守の重要性を周知徹底させるための社員教育を全社員を対象に実施しております。さらに、社内における組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程をはじめとする各種規程に則った組織運営がなされるよう、関係部門が連携し内部牽制の機能強化に努めております。なお、必要に応じて、顧問弁護士からの指導をいただいております。

7. 内部監査

内部監査は、経営企画室が担当しており監査計画並びに社長の指示事項に基づき、各部門の業務活動並びに各種法令及び社内規程等の遵守事項を監査しております。

8. コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制の充実・強化、増大するリスク管理への対応のために、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、適宜開催し議論を行っております。

9. 会計監査人

当社は、会計監査業務を執行する会計監査人として、あずさ監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査につき監査契約を締結しております。なお、当社とあずさ監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

10. 監査役会、内部監査及び会計監査の連携

監査役会は、会計監査人及び経営企画室と定期的にレビューの場を設け、情報交換を行うことで、監査体制の強化を図っております。

11. 社外取締役

当社の社外取締役2名は、当社から人的及び経済的に独立した取締役であり、独立かつ客観的な立場から、取締役会の判断・行動を監督・監視しております。当社の社外取締役の独立性に関する基準及び当社との関係については、前述のとおりです。

12. 社外監査役

当社の社外監査役3名は、当社から人的及び経済的に独立した監査役であり、独立かつ中立の立場から、監査を行い、当社の監査体制の独立性、中立性の強化を図っております。当社の社外監査役の独立性に関する基準及び当社との関係については、前述のとおりです。

13. 社外役員の選任状況に関する基準又は方針及び当社の考え方

社外役員は、当社から人的及び経済的に独立している役員を選任しております。金融商品取引所が定める独立性基準、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを選任の条件としております。

14. 役員の報酬等の額の決定方法

株主総会で承認を得た報酬の範囲内で決定しております。

15. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役並びに会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記の体制によって、取締役の職務執行の監視体制が効果的に機能し、経営判断及び業務執行の迅速化が図られていると判断しているため、現コーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を集中日以外の日に実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「基本方針」「情報開示方法」「業績予想及び将来の予測に関する事項」「沈黙期間について」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	会社概要、業績の推移の資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIRの担当部署とし、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は社会貢献活動として、国際NGOワールド・ビジョン・ジャパンの「何かはきっとできるはず」の活動理念に共感し、チャイルドスポンサーシップに参加しております。活動内容についての情報は、当社ホームページにより公開しております。
その他	当社の経営方針と活動状況を理解していただくため、ホームページなどを通じて積極的に情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、開示しており、当社内で周知徹底しております。

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告して情報の共有を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
 - (2) 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。
 - (3) 代表取締役は、法令もしくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規程に従い業務を執行する。
 - (4) 取締役を含む役員が、業務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (5) 役員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。
 - (6) 役員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
 - (7) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令および文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
 - (2) 情報の不正使用および漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
 - (2) リスク管理最高責任者およびリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - (3) 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (2) 取締役会は、中期経営計画および業績目標を設定し、代表取締役および取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - (3) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 使用人を含む役員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (2) 役員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。
6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - (2) 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役および監査役に報告する。
 - (3) 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容(組織、人数等)を調整し実施する。
 - (2) 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
 - (3) 監査役は、職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得る。
8. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - (2) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - (3) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。
9. 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
10. 当社の監査役職務の執行に生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (3) 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力に対する基本方針」を以下の通り定め、当社内で周知徹底しております。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然たる態度で対応します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。

4. 民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力への資金提供を一切行いません。

当社では、「反社会的勢力対応規定」及び「反社会的勢力対応マニュアル」、「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」を制定し、これらに基づいて反社会的勢力との取引を行わないこととしております。新規に取引を開始する場合は、上記規程、マニュアルに基づいて調査を行った上で、承認された場合に限り取引を開始することができるようにしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

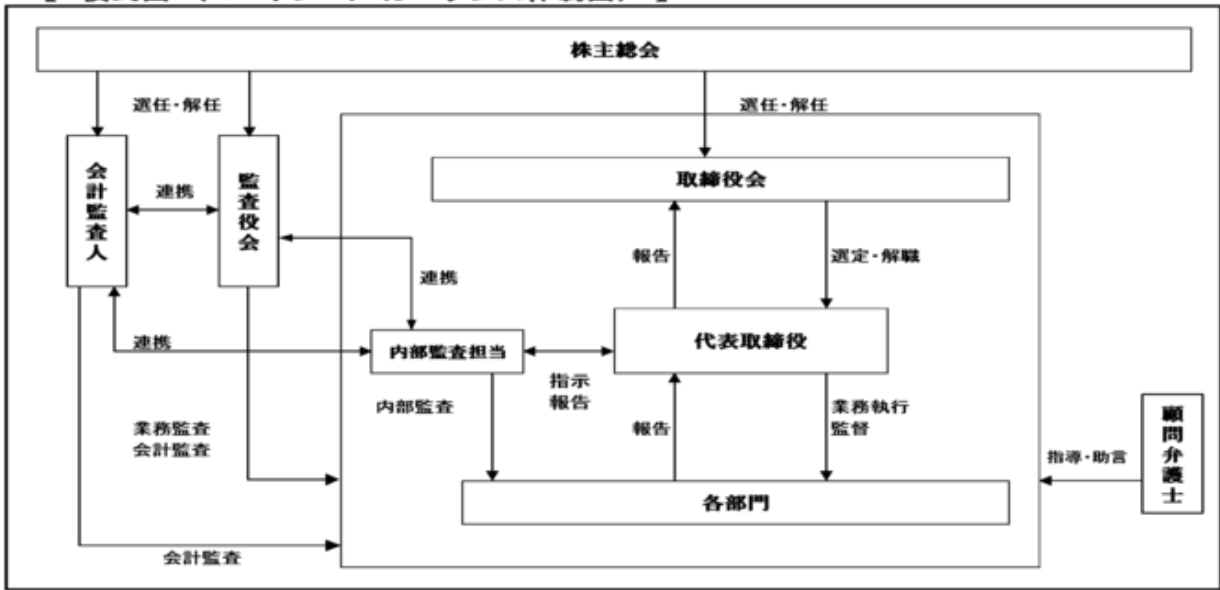
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に関しましては、下記模式図をご参照ください。

【 模式図（コーポレート・ガバナンス体制図） 】



【 模式図（適時開示体制の概要） 】



以上